岡垣町外国語指導助手派遣事業仕様書

1. 業務の内容

1-1 事業者（派遣元）の行う業務

（1） 英語を母国語とする外国語指導助手（以下「外国語指導助手」という）2 名の配置

（2） 外国語指導助手の労務管理及び教育指導

（3） 岡垣町への教育企画の協力

（4） 岡垣町への外国語指導助手の業務履行状況の報告

1-2 ALT（派遣労働者）の行う業務

（1） 中学校における外国語科等の授業の補助

（2） 外国語教材作成の補助

（3） 小学校における外国語活動等の補助

（4） 町民向け英語講座の講師

（5） 町の国際交流事業への協力

（6） 特別活動や部活動、学校行事への協力及び参加

（7） 業務遂行のための教職員との会議等の参加

（8） その他、協議のうえ決定した業務

その他詳細は別紙外国語指導助手業務内容のとおりとする。

2. 履行場所

岡垣町が定める小学校並びに中学校及び岡垣町が指定する場所とする。これ以外の場所での業務の履行については協議のうえ決定するものとする。

3. 契約期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

なお、上記期間における履行状況が良好であった場合、本プロポーザルにおける契約事業者は翌年度も予算の範囲内において1年間契約を更新できるものとし、以後同様にして令和13年度まで更新できるものとする。

4. 履行日

（1） 履行日数の目安は別紙のとおりとする。

（2） 事業者が業務を履行する予定の日程のうち、天災・疫病・事件等の理由により、岡垣町が学級閉鎖・休校を決定する場合、事業者は当該日程の業務を他の日に振り替えるものとする。

（3）　事業者の配置した外国語指導助手が何らかの理由（病気、怪我、冠婚葬祭等）により所定の業務の履行が困難になった場合、速やかに岡垣町と協議のうえ、代替講師の配置等の対策を講じ全業務の履行を完了するように最大限の努力をするものとする。但し、事業主が全業務の履行を完了するための措置を講じたにもかかわらず、岡垣町の都合により最終的に業務を行うことが不能になった場合は、協議のうえ、委託料を日割り計算により差し引くものとする。

5. 委託業務の履行時間

（1）　岡垣町の外国語指導助手の業務の履行時間は、午前 8 時 00 分から午後 5 時 00 分までの間に設定するものとし、協議のうえ決定する。

（2）　外国語指導助手の業務の履行時間は、1時間の休憩時間を除き1日7時間

（3）　事業者の都合により履行が不能になった業務時間については、別の履行日の業務時間に追加するか、あるいは新たに履行日を設定するかは、協議のうえ決定する。

6. その他

本仕様書の定めのない事項については、関係者等で十分な協議のうえ事業目的を十分達成するように運用するものとする。